

## 静岡県立大学短期大学部附属図書館利用規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 124 号

改正 平成 28 年 7 月 28 日

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学短期大学部附属図書館規則第 8 条に基づき、静岡県立大学短期大学部附属図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する図書館資料（以下「資料」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第 2 条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。なお、第 3 号及び第 4 号に規定する者の利用にあつては、別途定める利用細則によるものとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 一般市民
- (4) その他図書館長（以下「館長」という。）の許可を受けた者

### (休館日)

第 3 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。なお、資料の点検、整理その他必要がある場合は、あらかじめ公示して休館することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 8 月 13 日、14 日及び 15 日
- (5) 年末年始

### (開館時間)

第 4 条 開館時間は、月曜日から金曜日にあつては 9 時から 20 時 45 分まで、土曜日にあつては 9 時から 17 時までとする。なお、必要に応じ変更することがある。

### (利用区分)

第 5 条 資料の利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出
- (3) 特別貸出

(館内閲覧)

第6条 第2条に該当する者は、館内で資料を閲覧できる。

(利用者カード等の携行)

第7条 図書館を利用するときには、本学の教職員にあつては職員証又は職員用利用者カード、本学の学生にあつては学生証を常に携行しなければならない。

(閲覧心得)

第8条 資料は、所定の手続を得ないで、館外へ持ち出してはならない。

2 閲覧室では、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 飲食、喫煙をしないこと。
- (3) 不明な携帯品を持ち込まないこと。
- (4) その他閲覧者に妨害になるような行為をしないこと。

3 前項の規程を守らない者には、退館を求めることがある。

4 閲覧を終わったときは、資料をもとの書架へ速やかに、かつ、正確に返納しなければならない。

(館外貸出)

第9条 資料の館外貸出を受けようとする者は、利用者カード等を係員に提出しなければならない。

2 館外貸出できる冊数及び期間は、次のとおりとする。なお、休暇期間中の貸出については、その都度公示する。

区分	貸出冊数	貸出期間
学生	15冊	2週間
教職員	無制限	4週間

(研究室貸出)

第10条 教員が研究費で購入した図書館備品図書は、前条第2項の規定にかかわらず、研究室貸出とすることができる。

2 研究室貸出の貸出期間は、1年以内とするが、期間の更新を妨げない。

3 研究室貸出された資料は、その部屋の責任者が管理するものとする。

4 館長は、必要に応じ研究室貸出された資料を調査し、又は保管の方法を指示することができる。

(資料の返納)

第 11 条 館長は、資料の点検その他必要があるときは、貸出期間中であっても、貸出資料の返納を求めることができる。

(貸出禁止の資料)

第 12 条 次の資料は、貸出することはできない。ただし、館長が特に許可したものについては、この限りではない。

- (1) 貴重資料
- (2) 参考図書(辞書、目録、索引等)
- (3) 絵画、図案、写真帳等
- (4) 逐次刊行物
- (5) 地図
- (6) その他館長が指定したもの

(複写)

第 13 条 利用者は、学術研究又は学習を目的とし、かつ、著作権法に違反しない場合に限り、資料の複写を行うことができる。

(参考調査)

第 14 条 利用者は、教育、研究又は学習のため必要とする場合、参考となる学術情報の提供及び関係資料の調査を依頼することができる。

(相互利用)

第 15 条 本学の教職員及び学生は、他大学図書館等の利用について申し込みを依頼することができる。

- 2 他大学図書館等からの利用申し込みについては、学内に支障のない限り、これに応ずるものとする。
- 3 前 2 項の利用に要する費用は依頼者の負担とする。

(賠償)

第 16 条 利用者は、資料をすべて大切に取り扱いなくてはならない。

- 2 利用者が資料を汚損又は紛失したときは、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

(利用の停止)

第 17 条 この規程に違反した者には、閲覧又は貸出を停止することがある。

(補則)

第 18 条 学外者の利用に関しては、別に定める「静岡県立大学短期大学部附属図書館市民利用細則」及び「静岡県立大学短期大学部附属図書館の静岡県立大学教職員及び学部生・大学院生利用細則」によるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、資料の利用等について必要な事項は、図書館・紀要委員会に諮り館長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 7 月 28 日から施行する。